

# 職場の健康保険に加入したとき、 やめたときは届け出が必要です

会社に勤めることになり職場の健康保険（健康保険組合、共済組合など）に加入した場合や、その健康保険の被扶養者になった場合、また職場の健康保険をやめて国民健康保険に加入するときは、14日以内に国民健康保険への届け出が必要となりますので、次のものを持参のうえ、手続きをしてください。

## 【職場の健康保険に加入したとき】

届け出に必要なもの…国民健康保険被保険者証、職場の健康保険証

▼手続き先＝住民生活課 総合窓口係

## 職場の健康保険資格取得後は国民健康保険を使用しないでください

○職場の健康保険などに加入し、その健康保険証が交付されるまでの間に国民健康保険被保険者証で診療を受けると、国民健康保険が負担した医療費を後日返金していただくことになります。

例)自己負担割合が3割の方は、7割分を国保に返金

1割の方は、9割分を国保に返金

国民健康保険に返金していただいた分は職場の健康保険に申請することにより返金されますので、最終的な負担は変わりませんが、保険分を一時的に立て替える必要や、申請の手続きをしなければならぬなど、経済的・時間的に負担がかかります。

## 【職場の健康保険をやめて、国民健康保険に加入するとき】

届け出に必要なもの…職場の健康保険をやめた証明書（資格喪失証明書、退職証明書など）、印かん、年金証書（お持ちの方）

▼手続き先＝住民生活課 総合窓口係

## 保険税は国保の資格を得た時までさかのぼって納めなければなりません

○国民健康保険税は届け出した日ではなく、資格を得た時までさかのぼって納めることになります。届け出は遅れないようにしましょう！

▼問い合わせ先＝保険課 国保係 ☎56 9134

## 休日保育について

### 【休日保育とは】

日曜日・国民の祝日等の休日に、保護者の就労等により保育に欠けている児童を保育することです。

町では次の内容で休日保育を実施しています。

▼対象児童＝日曜日・国民の祝日等に、保護者の就労等により保育に欠けている満1歳6ヶ月以上の児童であり、左記の①または②の条件を満たしている児童

①町内の認可保育所に入所している児童であること

②町内に住所があり、広域利用として町外の認可保育所に入所している児童であること

▼休日保育実施場所＝上三川保育園

▼利用時間＝午前8時～午後5時

▼利用料金＝

3歳未満（4月1日時年齢）

…1日当たり3,000円

3歳以上（4月1日時年齢）

…1日当たり2,000円

▼利用方法＝休日に就労していることの証明書等が必要になりますので、お問い合わせください。

▼問い合わせ先＝

福祉課

児童福祉係

☎56 9130

## 国民年金保険料の納付が困難な学生は 年金 学生納付特例の申請を

日本国内にお住まいの20歳から60歳までの方は、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。

学生の方であっても加入の手続きは必ず必要です。ただし、20歳以上の学生の方で保険料の納付が困難な場合は、「学生納付特例制度」という、在学中の保険料の納付が猶予される制度がご利用いただけます。

### ●対象となる方

日本国内にある大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(学校教育法で規定されている修業年限が一年以上の課程)に在学する学生等で、ご本人の前年所得(1月から3月までに申請される場合は前々年所得)が基準以下の方。

※夜間・定時制課程や通信課程の学校も含まれます。なお、一部海外大学の日本分校も対象になります。詳しくは年金事務所にお問い合わせください。

### ●所得の基準

118万円+扶養親族の数×38万円で計算した額以下。

### ●「納付」学生納付特例「未納」の違い

老齢基礎年金を受け取るためには、原則として保険料納付期間と免除期間があわせて最低25年(300月)あることが必要となります。学生納付特例を受けた期間はこの受給資格期間に含まれますが、年金額には反映されません。10年以内であれば、古い期間から順に納付が可能です。

※ただし、承認を受けた年度から起算して3年度目以降は当時の保険料に一定の金額が加算されますのでご注意ください。又、申請が遅れて「未納」となっている場合、20歳以降の申請日前に生じた不慮の事故や病気による障害基礎年金の申請ができなくなる場合もありますのでご注意ください。

### ●申請先Ⅱ役場 保険課の窓口又は年金事務所

### ●必要なものⅡ年金手帳、学生証(写し)又は在学証明書(原本)、印かん。

### ▼問い合わせ先Ⅱ

#### ●宇都宮西年金事務所

☎028(622)4222

#### ●保険課 高齢者年金係

☎09129

「花粉症の予防方法」家に入る前は玄関先で、衣服や髪、持ち物についての花粉をはらい、家の中に持ち込まないようにしましょう。

## 登録型本人通知制度がはじまります

### 登録型本人通知制度とは

この制度は、住民票の写しや戸籍謄本などの不正取得の早期発見、抑止のため、証明書を第三者に交付した場合、事前に登録した方に対して、交付した事実を通知するものです。

### ▼登録開始日Ⅱ4月1日(月)

### ▼登録できる方Ⅱ

・上三川町の住民基本台帳に記載されている方及び記載されていた方

・上三川町の戸籍に記載されている方及び記載されていた方

▼登録申請窓口Ⅱ住民生活課 総合窓口係

▼受付時間Ⅱ平日の午前8時30分～午後5時15分(※木曜日のみ午後7時まで)

### 登録申請に必要なもの

・窓口に来る方の本人確認書類(運転免許証・パスポート・写真付き住民基本台帳カードなど)

※本人が申請できない場合は、代理人が申請することも可能です。その場合、事前に住民生活課総合窓口係にお問合せください。

▼登録期間Ⅱ登録してから3年間(更新も可能)

▼通知の対象となる証明書Ⅱ

・住民票の写し(除かれた住民票も含む)

・住民票記載事項証明書

・戸籍の附票の写し

・戸籍の謄抄本(除かれた戸籍も含む)

・戸籍記載事項証明書

※ただし、請求を受けたすべての証明書が通知の対象とはなりません。

また登録者及び登録者と同一世帯の方は、住民票や印鑑登録証明書の自動交付機をご利用できなくなります。あらかじめご了承ください。

### ▼問い合わせ先Ⅱ

住民生活課 総合窓口係

☎09125

